

マルチステークホルダー方針

当社は、日本生命グループの一員として、『お客様に寄り添い、お客様が真に求める“保障”と“補償”を質の高いサービスとコンサルティングを通じて提供する』という基本理念のもと、お客様利益の最大化に取り組んでおります。

これらを果たす上では、当社の持続的な成長・生産性向上を成し遂げていく必要があるところ、企業経営において、株主やお客様にとどまらず、従業員、取引先、地域社会などのマルチステークホルダーとの協働が不可欠であると考えております。

そのためには、従業員への還元や取引先への配慮等を含めたマルチステークホルダーへの適切な収益・成果の分配を行うことが重要であり、以下の取組を進めてまいります。

1. 従業員への還元

当社は、従業員一人ひとりが持つ多様な視点・個性を活かしつつ、常にお客様視点に立ち、仲間と協調して長きにわたり自律的に働くことができる環境を整えることで、生産性の向上・付加価値最大化を実現し、当社の持続的な成長につなげていくことを目指し、人的資本の強化に取り組んでおります。当社の状況を踏まえた適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、それ以外の総合的な処遇改善としても、従業員のエンゲージメント向上や更なる生産性の向上に資するよう、教育訓練等を中心に積極的に取り組むことを通じて、従業員への持続的な還元を目指します。

(個別項目)

具体的には、会社業績や経営状況等を総合的に勘案した賃金の引上げのみならず、従業員のワークライフバランス向上や健康状態改善に向けた働き方に関する制度や教育訓練等の拡充等、従業員への持続的な還元を目指し、様々な方法によって取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言のポータルサイトへの掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・パートナーシップ構築宣言の登録日 【2026年2月13日】
- ・パートナーシップ構築宣言の URL

[【https://www.biz-partnership.jp/declaration/127650-11-00-tokyo.pdf】](https://www.biz-partnership.jp/declaration/127650-11-00-tokyo.pdf)

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

3. その他のステークホルダーに関する取組

当社は、取引先の皆様とともに持続可能な社会の実現に貢献し、また、信頼関係に基づくパートナーシップを構築すべく、パートナーシップ構築宣言の内容を遵守し、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

2026年3月25日

株式会社ライフプラザパートナーズ 代表取締役社長 松田 健太郎